

# 「中小・ベンチャー企業」の「知財戦略」： 「知的基盤(インフラ)」をつくる

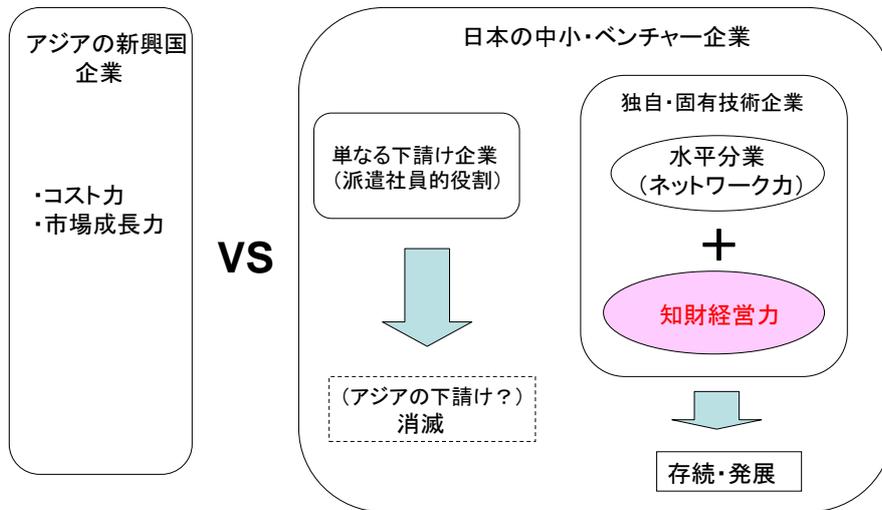
IPI 2013

© S.Tamai

## 産業空洞化への中小企業の対応

産業空洞化対策の要は知財経営力にある。  
これからは知財なくして事業なしの時代になる。

日本の製造業の99.7%を  
占める中小企業の経営者は  
まず知財経営知識を持つべき！



資料提供：玉井誠一郎

## 1. 「知財経営」の第一歩は、知的資産の文書化である。

「中小・ベンチャー企業」の物づくりに対する評価は高い。しかし、物づくりから得た「知的資産」を文書化するといった「**知的基盤(インフラ)**」の構築に対しては無頓着である。

当面の業務に忙しく、社内で眠る「知的資産」を文書で「知的財産化」する余裕がないのか、また直近の稼ぎに繋がらない、「対投資効果」が見えない、その価値がわからないといった理由も考えられる。

社内の「知的基盤」の構築が会社経営にとって、いかに重要であるかを、まず認識し、その効果を信じることからスタートである。このままでは会社か

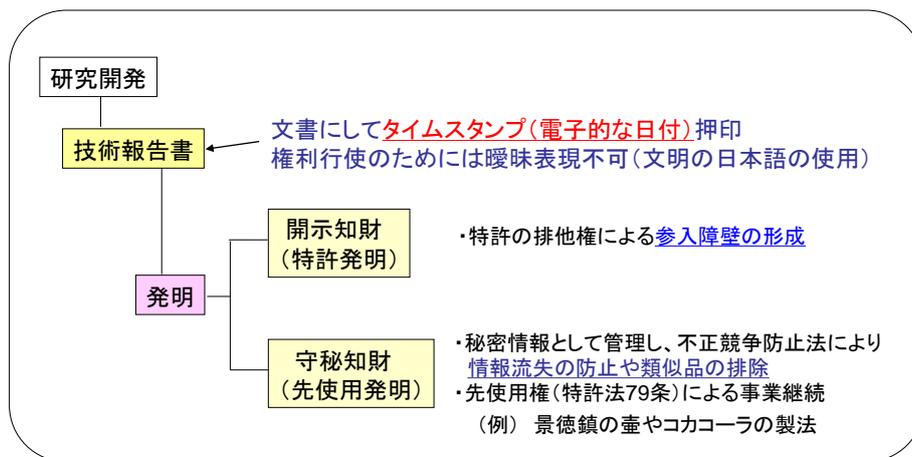
ら先人たちの記憶が失われていく。

現世代が先人たちの知恵や技術を共有し、今の仕事に活かさねば次世代への伝承は出来ない。知的資産の文書化は、会社から消えていく知的資産を「共有」し「伝承」させる重要な「経営資源」である。

IPI 2013

© S.Tamai

知財化の第一歩は、研究開発成果の**文書化**である



技術者自身が再現を担保した明快な文明の日本語で書くべき。  
作成日を確定し改ざんを防止する**タイムスタンプ**により法的資料に。

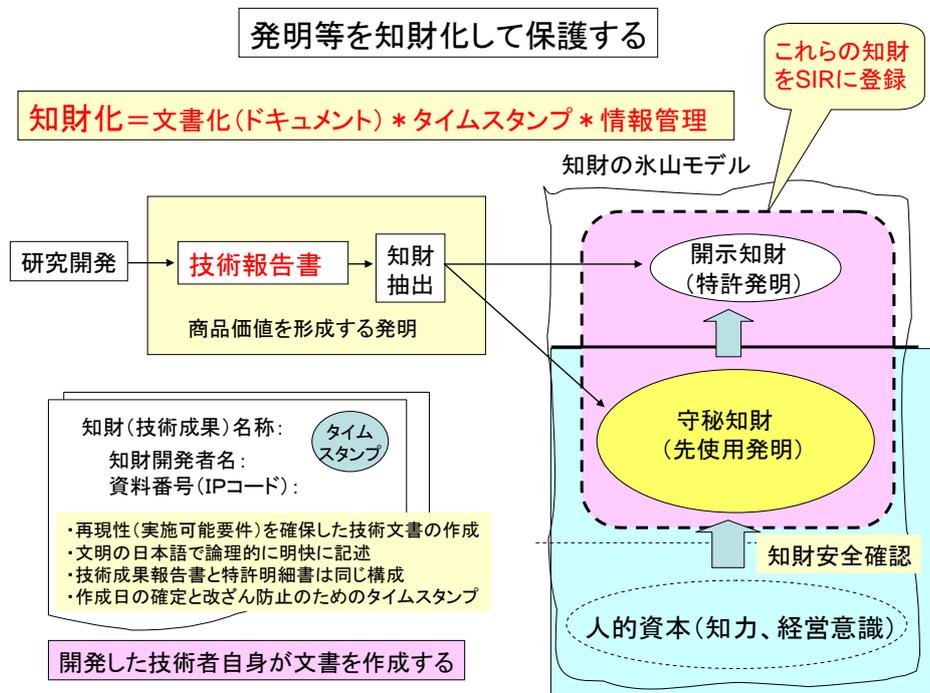
## 2. 知的財産には、どんなものがあるのか

- ▽. 知的財産権として権利を取得した特許・実用新案・意匠・商標・著作権等
- ▽. 自社商品を記述した、商品仕様書、使用説明書、保守マニュアル等
- ▽. 社内で秘匿する、ノウハウ技術、営業機密情報、契約書等  
(経験と勘が混合した自社特有の技術、製造法など門外不出の秘匿情報、つまり論文や特許として開示しない知的財産)
- ▽. 新規事業への進出、新商品開発に必要な調査資料(事業、市場、特許)等
- ▽. 社長、あるいは事業推進者の経営手法、事業戦略、開発手法など、長年の経験から生み出された「マネジメント法」「ビジネスモデル」等
- ▽. 研究開発技術者の「発明(ラボ)ノート」「設計図面」「試験データ」等
- ▽. 自社特有の翻訳辞書の蓄積、定型用語の蓄積、技術用語の統一等

上記のような知的資産が社内に眠っていないか、社内にある知的資産の「棚卸」を行い、重要と判断したものから、「文書化」していけば「知的基盤」の構築は進む。(\*) 下図のSIRは、公益社団法人 知財登録協会です

IPI 2013

© S.Tamai



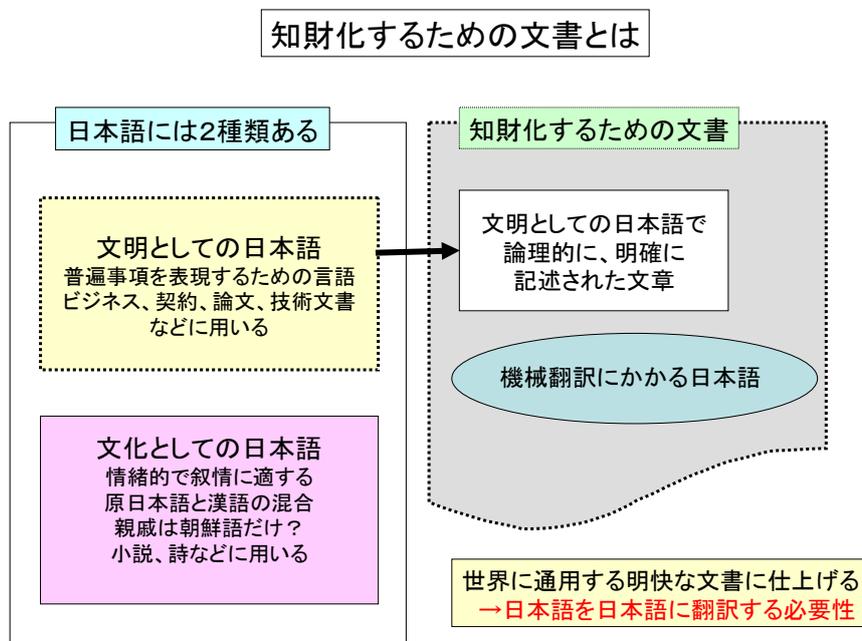
### 3. 社内の「知的基盤」を構築することのメリット

1. 蓄積された「先行技術調査書・侵害予防調査書」等を使いまわすことで、発明技術のブラッシュアップが可能となり、「強い特許」の取得ができる。
2. 特許は取っていない秘匿技術やノウハウを、ライセンスを受けたいと言われた場合に直ぐに資料が出せる。もちろん「先使用权」の主張にも使う。
3. 例えば取引先や大手企業が自社の技術を無断で組み込んだり応用したりした場合には、蓄積してある文書（企画書・設計書・製品仕様書・契約書等）をベースにして、「異義申し立て」あるいは「ライセンス料」の支払いを要求することができる。

4. 社内においては、技術・ノウハウの「共有と継承」がやりやすくなる。
5. 自社の強みを再確認でき、更に伸ばすべき方向や弱い面の強化などの「技術・商品戦略」を策定でき自由に開発できる領域を確保し、「事業の優位性」が確保できる。
6. 開示知財を積極的に情報発信することにより、取引先や銀行に自社技術の高さと将来性が見込める「潜在能力」を理解してもらえる。
7. 海外との商談の際に、誤解されない英語文書へ仕立てることができる。特許係争に巻き込まれ時の「反論資料」がすぐに用意できる。
8. 新商品（新規事業）開発において、他社との特許侵害比較がやり易く、「知財の安全」が確認できる。「創造力と論理力」を持った研究開発技術者が増える。

IPI 2013

© S.Tamai



## 4. 「知的基盤」の構築を実現させるステップ

- 第1ステップ : 経営幹部層は、知的資産を明快な文書で顕在化させ、保存することの重要性を理解する。
- 第2ステップ : 経営幹部層は、文書管理者（担当者）を指名する。
- 第3ステップ : 文書管理者への教育を実施する。
- 第4ステップ : 文書管理者は、全社員への教育計画を立てる。
- 第5ステップ : 全社員へ社内の「知的基盤（インフラ）」の必要性を認知させる。  
「知的基盤」へ蓄積される資料は、誰もが理解できる平明な日本語で書くことを徹底させる。
- 第6ステップ : トップの命令で実行するのみ。

## 5. 知財文章には、正確な日本語、伝わる日本語が求められる

1. 特許出願の価値がありそうな発明技術が見つければ、ブラッシュアップをして特許出願をする。その場合は、発明技術を明快に開示する義務がある。開示をしたくない発明技術は特許出願しなければよい。企業の「知的財産戦略」には、特許を「出願する、しない」、の両面がある。
2. 製品仕様書・カタログ等は、印刷していなくとも、PDF形式でファイルしておけば、著作権の対象になる。「守秘知財」と「開示知財」の運営マネジメントが大事である。
3. いずれにせよ、ビジネスにおいて、明確に書いてある文書を無視する人はいない。詰まるところ「揉め事」の解決は「文書」にある。明確に書いてある「文書」は、いろいろな場面で強い武器となる。

4. 「IP戦争」とは、詰まるところ、言語の戦いである。「IP共生」とは、詰まるところ言語への理解である。理解を得られない、戦えない文書は、「紙くず」同然である。

5. いずれにせよ、文書は誰にもわかる平明な「文章」で表現（記述）され、「文章構成は」は論理的に展開し、説明されてなければ理解は得られず誤解を招く。誤解が揉めごとの発端になる。

6. 国際化（知財のグローバル化）がキーワードである。従って他言語へ変換できる日本語（文明言語）で書く必要がある。日本語は高度な言語であるから、他言語へ変換できる日本語表現は、当人が意識さえすれば可能である。

